

令和8年度いちごのまち三木町プロモーション業務 仕様書

1 概要・目的

町の特産品であるいちごをテーマとしたイベントを町内で開催するとともに、バスケットボールの要素を取り入れることにより、メディア露出を通じた広域的な情報発信を行い、新たなターゲット層であるバスケットボールファンを含む幅広い層へのPRを推進することを目的とする。

2 業務期間 契約日の翌日から令和9年2月15日まで

3 業務概要

- (1) イベント名 いちごのまち三木町×バスケットボールパブリックビューイングイベント
- (2) 開催日 令和9年1月17日(日)
- (3) 会場 三木町文化交流プラザ(香川県木田郡三木町大字鹿伏360番地)
イベントスペースは別紙1参照
- (4) 目標集客数 800人
- (5) 参加料 無料
- (6) タイムテーブル 9:00~11:00 設営
11:30~16:00 イベント
16:00~18:00 撤収
※タイムテーブルは契約締結後、協議により決定する。

4 業務内容

下記(1)~(4)に掲げる業務を含め、本イベントを効果的かつ効率的に実施するための全体計画及び実施スケジュールを作成し、イベント全体の企画、出店者の募集・調整・サポート、町その他関係団体との連絡・調整、資材の制作、会場設営・装飾、本イベント全体・当日運営及び進捗管理等を行うこと。

(1) いちごマルシェ及びワークショップ

ア 出店場所

出店場所は、1階のイベントホールを中心とし、2階の交流会議室(1~4)、北側第②駐車場及び南出入口外側スペースとする。なお、具体的な使用区画及びレイアウトは町と協議の上、決定すること。

イ 出店要領の作成

受託者は、出店者の募集開始前に、以下の事項を含む出店要領を作成し、町の承認を得ること。

- ・ 三木町産いちごのパック販売、三木町産いちごを使った商品を1品以上販売、いちごに関するワークショップのいずれかの実施を出店条件とす

ること。

- ・ イベント全体として、その場で飲食できる商品及び持ち帰り可能な商品の双方が提供される構成とすること。
- ・ いちごのバック販売を行う出店者が確保できない場合は、町と協議の上、代替手段を提案し、必要な対応を行うこと。
- ・ 出店者の売り上げは、受託者が直接販売を行う場合を除き、各出店者に帰属するものとする。
- ・ 飲食等に伴い発生するごみの回収及び処分方法を定め、受託者又は出店者の役割を明確にした上で、適切に処分すること。
- ・ 出店料は、無償とすること。

ウ 出店者の募集・受付・管理

- ・ 受託者は、出店者の募集、申込受付、連絡調整及び情報管理を行うこと。
- ・ 出店者数は、概ね 10 団体程度を想定すること。その内、1 団体以上はワークショップを実施する団体であること。なお、町内のいちご生産者等については、町において出店募集を案内する予定であるため、募集対象及び募集数については、町と協議の上、調整すること。
- ・ 食品を取り扱う出店については、関係法令を遵守し、衛生管理を徹底すること。

エ 届出等及び保険対応

受託者は、出店に当たり必要となる行政機関への届出、許可申請、保険契約その他必要な手続きを行うこと。また、出店者において手続等が必要な場合は、その内容を案内し、必要に応じてサポートを行うこと。

オ 出店者説明会の実施

受託者は、出店者向け事前説明会及び当日ミーティングを実施すること。なお、説明方法は全体説明及び個別説明のいずれでも可とする。説明内容には、本イベントの概要、全体スケジュール、広報計画、出店に係る準備事項、会場レイアウト、搬入出計画、当日の運営体制（販売方法、スタッフ配置計画、行列対策、待機列の管理、緊急時連絡体制を含む。）等を含め、町、受託者及び出店者側の認識統一を図ること。

カ 食事場所

来場者用の食事場所は、交流会議室内において、数十名程度分の席を設けること。

キ ワークショップの実施

ワークショップの内容は、いちご大福づくり等の簡単な料理体験や、いちごをテーマとしたグッズ制作等、来場者が参加しやすいものとする。また、定時開催、事前予約制、整理券配布等により、混乱・混雑の防止措置を講じること。

(2) パブリックビューイング

- ア 会場は小ホールとし、収容可能人数は 200 人であるが、機材設置及び通路確保のため、来場者数は最大 150 人程度を想定すること。
- イ 放映対象は B.LEAGUE ALL-STAR GAME 2027 とする。
なお、参加費無償の本イベントは、B リーグへの放映権料の支払いは不要となる想定であるが、受託者は最新の規定を確認の上、必要な対応を行うこと。
- ウ 三木町町民栄誉賞受賞者の渡邊雄太選手が出場選手に選出されている場合は、観覧者に対するいちごに関する特典を設けること。
(例) 観覧終了後、マルシェで利用できるクーポン券を配布するなど。
また、当該選手が選出されていない場合においても、来場促進及びマルシェ回遊促進につながる代替企画を提案すること。
- エ 受託者は、映像スタッフ及び司会者を手配し、進行台本を作成の上、会場設備機材及び必要な受託者の持ち込み機材（BS/地デジチューナー、アンテナ、ネット回線、PC 及び CM カットをするためのスイッチャー等）を使用して実施すること。

(3) スポーツ体験

- ア 北側駐車場にバスケットゴール 1 台及びバスケットボールを複数用意し、いちごとバスケットボールを組み合わせた体験型イベントを実施すること。
- イ 時間帯を区切り、賞品付きの対決イベント等を実施すること。なお、賞品の内容及び数量は、町と協議の上決定し、受託者が用意すること。
- ウ スポーツ体験の実施に当たり、香川ファイブアローズの選手の手配を検討している。出演に係る費用は、三木町が負担する予定である。
- エ 受託者は、司会者を手配し、進行台本を作成の上、体験イベントの内容、選手の出演内容、導線、安全対策等を調整して、実施すること。なお、選手の手配が困難な場合や雨天時の代替案も提案すること。

(4) その他

ア イベント名

本イベントのタイトルについては、「いちごのまち三木町×バスケットボールパブリックビューイングイベント」を想定しているが、契約締結後に町と協議の上、決定すること。

イ 業務実施計画書・運営マニュアル及び運営体制

- ・受託者は、契約締結後速やかに、本業務の実施方針、業務実施スケジュール、実施体制、役割分担、会場運営計画、安全管理体制及び緊急時対応等を記載した業務実施計画書を作成し、本町の承認を得ること。
- ・全ての運営要員が円滑に業務遂行できるよう、運営マニュアルを作成し、適切に運用すること。なお、イベント当日は、運営スタッフ（列の整理などの運営補助を想定）として、町職員を 5 人程度動員する見込みであ

る。この場合においては、町職員向けの事前説明会及び当日の説明を実施するなど、円滑な運営体制を確保すること。

ウ 周知及び広報

- ・ イベント周知用のチラシ（約 3,000 枚、A4 想定）及びポスター（約 30 枚、B2 想定）の案を町に提示し、町の承認を得て制作すること。納期は町と別途協議の上決定し、配布等は、町が町内の学校、施設等で行う。
- ・ 町が SNS で周知するための画像、文章案その他必要な素材を用意すること。

エ 近隣住宅への配慮・混雑対策・安全管理

- ・ 南出入口外側にキッチンカーを配置する場合は、近隣住宅に騒音やにおいなどによる迷惑がかからないよう配慮し実施すること。
- ・ 多数の来場者を想定し、会場内外の混雑に対応できるよう、導線計画、来場者の列整理及び販売数の管理方法を設計し、適切に運用すること。
- ・ 事故防止、救護対応その他必要な安全対策を講じること。また、事故、急病その他緊急事態が発生した場合に備え、対応手順及び連絡体制をあらかじめ整備すること。

オ 会場準備及び会場運営

- ・ 町職員と連携し、当日朝に会場準備を行うこと。
- ・ 来場者に分かりやすい案内となるよう、会場レイアウト及びタイムスケジュールが分かるサインを作成し、必要箇所に設置すること。
- ・ 出店者対応及び来場者対応（警備及び列の整理等を含む。）を行うこと。
- ・ 会場の撤収、清掃、廃棄物の適正処理及び原状回復を同日中に行うこと。

カ 子ども向けのイベントの実施及び配慮

特に子ども（小学生、中学生及び高校生）が楽しめるイベントになるよう内容、演出、参加方法等を工夫すること。

子ども向け企画の実施に当たっては、参加者の年齢に応じた安全性、分かりやすさ及び参加しやすさに配慮すること。また、必要に応じて保護者同伴、受付管理、迷子対応その他必要な措置を講じること。

キ 効果検証等

- ・ 効果検証のため、来場者や出店者へのアンケートその他必要な情報収集を行い、定量的評価（来場者数、販売数量、販売金額等）、定性的評価（満足度、改善点等）及びその他（来場者属性、来場目的）を把握すること。
- ・ 具体的な調査項目、調査方法、回収方法等については、企画提案の内容を踏まえ、契約締結後に本町と協議の上、決定すること。
- ・ 出店者ごとの販売数量及び売上金額その他本町が必要と認める実績を集約し、一覧表として整理し、町に報告すること。
- ・ イベントの実施状況が分かる記録写真を撮影し、事後報告に活用できるよう整理すること。

5 成果物

(1) 成果物（任意様式）

- ・全体計画、実施スケジュール（仕様書4本文）
- ・出店要領（仕様書4-(1)-イ）
- ・会場レイアウト図、スタッフ配置表、緊急時連絡体制表（仕様書4-(1)-オ）
- ・進行台本（仕様書4-(2)-エ、仕様書4-(3)-エ）
- ・業務実施計画書、運営マニュアル（仕様書4-(4)-イ）
- ・チラシ、ポスター、SNS掲載文等の広報物の最終データ（仕様書4-(4)-ウ）
- ・来場者及び出店者アンケートの集計資料並びに分析資料（仕様書4-(4)-キ）
- ・概算来場者数、出店者数、出店者ごとの販売数量、売上金額等の集計その他実績を整理した一覧表（仕様書4-(4)-キ）
- ・イベント当日の様子が分かる写真データ（仕様書4-(4)-キ）
- ・業務完了報告書
- ・その他、本業務において作成し、又は取得したものであって、本町が指示するもの

(2) 納品方法・場所

本町が指定する方法により、原則として電子データ（PDFのほか、Word・Excel・PowerPoint等の編集可能な形式を含む。）で、令和9年2月5日までに担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 業務委託料の取扱い

イベント会場の確保・予約は町が行い、別紙2の会場借上料及び会場設備使用料（電気料金を含む。）は、町が負担する。また、受託者の提案により必要となる人員、什器、備品、機器等（別紙2の事項を除く。）の手配は、本業務に含むものとする。

(2) 中止又は内容変更への対応

災害その他やむを得ない事情により、イベントの全部又は一部を中止又は内容変更する必要が生じた場合は、本町と協議の上、対応を決定すること。受託者は、これらの場合に備え、関係者及び来場予定者への周知方法等をあらかじめ整理すること。なお、屋内会場のため、雨天での中止はしない。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務により取得した個人情報について、関係法令等を遵守し、適正に管理しなければならない。また、個人情報を本業務の目的以外に使用してはならず、本町の承諾なく第三者に提供してはならない。業務完了後は、本町の指示に従い、個人情報を返却、消去又は適切に廃棄すること。

(4) 写真撮影等に係る配慮

受託者は、記録写真の撮影及び活用に当たり、肖像権その他権利関係に十分配慮

し、必要な案内表示その他適切な対応を行うこと。

(5) 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本町の承認を得ること。

(6) 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例、規則その他施設管理上のルールを遵守するとともに、必要な届出、許可、承諾等がある場合は、適切に対応すること。

(7) 成果物の取扱い

本業務により作成された成果物については、本町が業務上必要な範囲で使用できるものとし、受託者はこれを承諾すること。また、成果物の作成に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(8) 委託料の請求

本業務の実施に必要となる一切の経費（人件費、賞品代や資材等の製作費、デザイン費等）は、全て委託料に含めること。町による完了検査後、受託者は町に請求書を提出するものとし、町は適正な請求書受領後 30 日以内に委託料を受託者に支払う。

(9) 交付金の実績報告への協力

本業務は、香川県の地域活力向上のための市町等総合交付金を活用して実施するものであるため、必要に応じて実績報告に係る情報の提供等に協力すること。

(10) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、本町と受託者が協議の上、決定する。